

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 26 年 10 月 29 日（水）午後 1 時 15 分～午後 1 時 48 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、生活環境部廃棄物・下水道担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、会計管理者 欠席者：議会事務局長
議 題	1 平成 26 年第 4 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について：提案理由を一部修正の上、提出議案として決定する。 議題 2 について：第 4 回市議会定例会の招集期日は、12 月 2 日（火）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発信者) ○印＝構成員 ●印＝説明員	議題 1 平成 26 年第 4 回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (建設管理担当部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。 概要については、平成 26 年 6 月 3 日（日）午後 2 時 30 分頃、主要市道 75 号線の道路反射鏡調整作業後に榎二丁目 27 番地内で方向転換を行ったところ、車両後部が給湯器に接触し、給湯器を破損したものである。 示談については、交渉中である。 なお、損害賠償額は 644,112 円である。 (質 疑) ○ 平成 26 年 6 月 3 日は火曜日ではないか。 ● 火曜日に修正する。 ○ 主要市道 75 号線ではなく、主要市道第 75 号線ではないか。 ● 主要市道第 75 号線に修正する。 ○ 示談について交渉中との事だが、めどは立っているのか。 ● 修繕で対応する予定であったが、給湯器が古く、部品がなく、新しい給湯器と交換したため、時間がかかってしまった。近々に示談を行う予定である。

(結 論)

提出議案として提案理由を一部修正の上、決定する。

(2) 専決処分の承認を求めることについて

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

概要については、平成 26 年 8 月 11 日（月）午後 8 時 30 分頃、神明三丁目 33 番地先、主要市道第 19 号線を本市から東大和市方向へ進行中の車両が、進行方向左側の障害物（台風 11 号の影響で道路上に落下した枝）を避けるため道路右側を走行したところ、道路中心付近にあった穴で、左側タイヤ 2 本をパンクする事故が発生したものである。車両については、修理会社で確認したところ、車両サスペンション等の修理を行った。

示談については、交渉中である。

なお、損害賠償額は 481,572 円である。

(質 疑)

○ 神明三丁目 33 番地ではなく、神明二丁目 123 番地ではないか。

● 神明二丁目 123 番地に修正する。

(結 論)

提出議案として提案理由を一部修正の上、決定する。

(3) 武蔵村山市組織条例の一部を改正する条例について

(企画財務部長説明)

効果的な行政運営をさらに推し進めるため、行政組織の簡素化・効率化を図るとともに、新たな行政需要や課題に対応するための体制の整備を図る必要があるため本案を提出する。

概要については、生活環境部及び都市整備部の所掌事務を再編整理し、生活環境部の名称を協働推進部へ変更するものである。

施行期日については、平成 27 年 4 月 1 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

一般職の職員の給料の額を改正する必要があるため、本案を提出する。概要については、行政職給料表(1)及び(2)を東京都に準拠

し、改正する。公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用させる。なお、職員の給与改定については、東京都人事委員会の勧告に準じて実施している。公民較差解消に基づく主な勧告内容は行政職給料表(1)を 0.1%（平均改定率）引き上げ、期末及び勤勉手当の年間支給月数を 0.25 月分引き上げるものである。

（質 疑）

- 0.1%分の引上げはいつ支給するのか。
- 12 月に支給できると考えている。毎月の給与明細書とは別に、差額分の明細書が発行される。
- 期末・勤勉手当の年間支給月数の 0.25 月分の引上げは、12 月に足されるのか。
- そのとおりである。
- 0.1%分を引き上げると、規模はどのくらいになるのか。
- 給与の差額については、1 人当たり約 10,000 円になるので、全体で約 4,000,000 円になると思う。
- 再任用の職員も該当するのか。
- 該当する。
- 年間の支給月数はどのくらいになるのか。
- 4.20 月になる。
- 6 月には足されないのか。
- 今年度については 12 月で調整することになるが、来年度からは、0.25 月分をどのように配分するかは未定である。

（結 論）

提出議案として決定する。

- (5) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

（総務部長説明）

常勤の特別職の職員の 12 月期の期末手当の支給率を改定する必要があるので、本案を提出する。常勤の特別職の職員の 12 月期の期末手当の支給率を改正するもので、公布の日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。なお、一般職の職員の給与改定に準じて改正し、期末・勤勉手当の年間支給月数を 0.25 月分引き上げるものである。

（結 論）

提出議案として決定する。

- (6) 武蔵村山市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

教育長の 12 月期の期末手当の支給率を改定する必要があるの
で、本案を提出する。教育長の 12 月期の期末手当の支給率を改正
するもので、公布の日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用
する。なお、一般職の職員の給与改定に準じて改正し、一般職及
び特別職と同様に、期末・勤勉手当の年間支給月数を 0.25 月分引
き上げるものである。

(質 疑)

- 議員の報酬はどうなっているか。
- 調整していないので、調整する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市都市計画税条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

都市計画税の税率の特例の適用期間を延長するとともに、当該
期間における税率を改める必要があるので、本案を提出する。

概要については、都市計画税の税率の特例の適用期間を 3 年間
延長するとともに、当該期間における税率を 100 分の 0.25 から 100
分の 0.26 に改めるものである。

施行期日については、平成 27 年 4 月 1 日とする。

(質 疑)

- 税率を改めることによって、どのくらい引き上がるのか。
- 小規模住宅 (33 坪・平成 25 年新築家屋) で試算したところ、
900 円増で、4.0%の引き上げになる。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 平成 26 年度武蔵村山市一般会計補正予算 (第 4 号)

(財政担当部長説明)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定に
より、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(質 疑)

- 補正の規模はどのくらいなのか。
- 歳出ベースが約 137,700 千円で、主な歳出は、障害福祉課の
自立支援給付費が約 121,000 千円である。
- 自立支援給付費とは何か。
- 障害者の福祉サービス利用における市の負担分である。

- 介護ヘルパーのことか。
- 介護保険サービスと同様なヘルパーの派遣の費用等である。
- 歳入については国からくるのか。
- 財源構成は、国庫負担が 2 分の 1、都負担が 4 分の 1、市負担が 4 分の 1 である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 昭和病院企業団からの脱退について

(健康福祉部長説明)

昭和病院企業団から脱退する必要があるので、本案を提出する。

概要については、平成 25 年 3 月 26 日付武発第 1953 号で昭和病院組合管理者へ組合からの脱退を表明していたが、法定の手續として地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条の 2 第 1 項の規定により、議会の議決を経て、脱退する日の 2 年前までに他の全ての構成団体に書面で予告するものである。

なお、脱退により必要となる財産処分については、脱退のときまでに、関係地方公共団体の協議により定める。

脱退年月日については、平成 29 年 3 月 31 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 専決処分の報告について

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

概要については、平成 26 年 4 月 6 日、車両が都道第 59 号線を走行していたところ、都市核地区土地区画整理事業施行地区内に設置してあった標示板が何らかの原因により当該都道上（市内三ツ藤一丁目 2 番地先）に移動していたため、これと接触し、当該車両の右前部が損傷した事故に関する専決処分について報告するもの。

なお、示談交渉については、平成 26 年 11 月中旬までに成立予定である。損害賠償額は、50,418 円である。

(質 疑)

- 今回の提出議案としている「専決処分の承認を求めることについて」と同様な文書の形式に修正していただきたい。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 了解した。 ○ 都道上に標示板が置かれていたので、道路管理者の責任なのではないか。 ● 管理者に過失があり、それが原因で事故が起こった場合、道路管理者が責任を負うことになる。今回の事故に関しては、区画整理区域内にあった本市の名前が記載されている重さ約5 kgの看板が、何らかの理由で車線の反対側に移動しており、明け方4時頃、走行中のトラックがぶつかったものである。保険会社に確認したところ、過失の状況は7（本市）：3（トラック運転手）が妥当とのことである。本市が負担する損害賠償金については、同額が保険会社から保険金として本市に支払われることになる。 <p>(結 論)</p> <p>報告事項として報告理由を一部修正の上、決定する。</p> <p>議題2 その他</p> <p>(1) 第4回市議会定例会の招集期日について</p> <p>第4回市議会定例会の招集期日は12月2日（火）である。</p>
--	--

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)
------------------	--

庶務担当課	企画財務部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

（日本工業規格A列4番）